

令和5年度 社会福祉施設等耐震化促進事業（保護施設等移転経費）補助金について

令和5年度より、「移転に係る施設設備等の運搬経費」、「移転後の賃貸借契約に係る礼金」を対象とした耐震化促進のための補助金が創設されました。

対象施設

以下の全てを満たす無料低額宿泊所

(1) 別に定める基準（※）による「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険がある賃借物件」から「耐震性のある物件」へ移転する施設であること。

※「社会福祉施設等耐震化促進事業（保護施設等移転経費）補助金交付要綱細目」第2

(2) 都内に所在する施設又は都外に所在する都民対象施設であること。

(3) 各施設に適用される法律、要綱等の基準に適合する施設であること。

補助の流れ

移転検討 ⇒ 移転 ・ **交付申請**【期限 令和5年12月15日（金）】

⇒ 審査 ⇒ 交付決定 ⇒ **実績報告** ⇒ 交付額確定 ⇒ **請求** ⇒ 交付

※ 申請に当たっては、**事前に耐震診断（自費）を受けている必要があります。**

※ 申請を検討される場合は、**必ず、移転前（検討時）に下記の担当まで御相談**ください。

※ 移転は、補助期間内（令和5年度末まで）に契約、完了することが必要です。

交付額

「移転後の施設の延べ面積（㎡）と以下の単価による額」と、「補助対象経費の実支出額（総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額）」を比較して、少ない方の額を**予算の範囲内で交付**します。

移転に係る施設設備等運搬経費 2, 300円/㎡

移転後の賃貸借契約に係る礼金 2, 800円/㎡

【担当】東京都福祉保健局生活福祉部保護課
施設担当（無料低額宿泊所）

山崎、須貝

電話 03-5320-4086